お知らせカレンダー

5月

No. 1773 【5月25日 発行】

令和5年5月29日 ～ 令和5年6月11日

編集・発行 総務企画課

世帯数 2,640 世帯
人口 5,061 人
男： 2,480 人
女： 2,581 人
（令和5年4月30日現在）

日	曜日	予定行事名等	時間	場所	主催
29	月				
30	火				
31	水				

6月

日	曜日	予定行事名等	時間	場所	主催
1	(木)				
2	(金)				
3	(土)				
4	(日)	骨粗しょう症健診(男性)	受診票参照	防災センター	保健センター
5	(月)	子宮頸がん・乳がん・骨粗しょう症健診	受診票参照	防災センター	保健センター
6	(火)	子宮頸がん・乳がん・骨粗しょう症健診	受診票参照	防災センター	保健センター
7	(水)	子宮頸がん・乳がん・骨粗しょう症健診	受診票参照	防災センター	保健センター
8	(木)	乳児健診(対象児:R5.1.14～R5.3.8生)	受付時間(13:15～13:30)	保健センター	保健センター
		6～7か月児健診(対象児:R4.10.14～R4.12.8生)	受付時間(13:00～13:15)		
9	(金)				
10	(土)				
11	(日)				

第57回与論高校体育祭

同窓会種目参加者募集

令和5年 6月11日（日）12：50 与論高校弓道場前集合

★ 競技方法につきましては当日ご説明いたします。
★ 各期幹事の方を中心に同級生をお誘い合わせのうえ、奮ってご参加ください。
★ 当日は、競技開始前に窪舎会総会を行いますので、総会への出席もお願いいたします。
★ 各期幹事の変更があった場合は必ず同窓会事務局へご連絡ください。
★ お問い合せ・お申し込みは同窓会事務局（97－2064 担当：石川）までお願いいたします。

麦屋漁港公園の利用についてお知らせ

麦屋漁港公園で遊具新設の工事を行っておりましたが、
下記の日程から公園施設を開放しますのでお知らせいたします。

施設開放日：令和５年６月３日（土）

※工事期間中は、皆様に大変ご迷惑をおかけしました。
ご理解、ご協力ありがとうございました。

問合せ先：与論町役場建設課
TEL：0997-97-4928

～保健センターより～

令和5年度検診日程のお知らせ

骨粗しょう症検診（男性）の日程

検診日	受付時間	対象等	場所	受診料金
6月4日（日）	16:00～16:30	受診希望の男性（要予約）	保健センター	無料

※6/5～7日の骨粗しょう症検診は女性のみです。男性で受診希望の方は6/4日(日)に受診してください。

女性検診(子宮頸がん検診・乳がん検診・骨粗しょう症検診)の日程

検診日	受付時間	対象校区	対象小組合	場所
6月5日（月）	8:30～9:00	茶花	東品覇・西品覇・田仁・宇和寺（北）・宇和寺（南）	保健センター
	9:00～9:30		北長当・長当・喜心統・伊前・西赤佐・東赤佐	
	9:30～10:00		西金久・東金久A・前田布・与毛田A・与毛田B・中(茶花)	
	10:00～10:30		東中野・中野・東・野崎道南	
	10:30～11:00		白鳥・南・源手名・東幸名波	
	13:30～14:00		西幸名波・西・黄金・中尾・千鳥・竹之花・兼母	
	14:00～14:30		よろん園・東長当・基住宅・東金久B・児玉コーポ・野崎道北・谷山アパート・県営住宅・山下アパート・阿野アパート	
	14:30～15:00		屋舎・共励・供利・新真屋・真屋・白石	
	15:00～15:30		宮利・伊波・伊伝・高納・辻宮東・辻宮住宅・辻宮西	
	15:30～16:00	全集落		
6月6日（火）	12:30～13:00	与論	見良・石仁・揚納・前平・当間・西知郡地・矢口・川増・東知郡地・矢口団地・前田・那村・片平南・片平・牧里	
	13:00～13:30		大道・前間・当間渡・半田(朝戸)・伊屋登・根津栄・高屋・北大道・稲岑・高岑・田畑・半田(西区)・石積	
	13:30～14:00		中(西区)・先間・久保里・西区住宅・登喜地・大岑・川良・出伝・高尾	
	14:00～14:30		真正・赤崎・奄水・瀬良・出毛・宇宮・間道・丸窪・西出毛・東赤崎	
	15:30～16:00	那間①	長道・石字・小金畑・磯道・瀬名・川久保	
	16:00～16:30		粟畑・内原・教員住宅・萩原・瀬高・金増・梶引・瀬根奈・叶・智野里・高校職AB・叶住宅・与越・増木名	
	16:30～17:00		木根奈・大久保・幸吾・賀捕呂	
	17:00～18:00	全集落		
6月7日（水）	8:30～9:00	那間②	宇勝・稲堂・瀬呂加・須布奈・賀儀野	
	9:00～9:30		板畑・瀬良座・上畑・橘・瀬良座住宅・増木名住宅	
	9:30～10:30	全集落		

CHECK!

混雑を避けるため受診時間を小組合ごとで設定してあります。可能な限り指定された時間でご受診ください。

料金表			受診票配布対象者
子宮頸がん検診	500円（頸部細胞診・HPV検査）		★20～74歳で過去2年間与論町の集団検診を受診していない方、令和3年度のHPV検査併用検診が必要な方
乳がん検診	500円 40歳代（マンモ2方向）	500円 50～74歳（マンモ1方向）	★40～74歳 ※40歳未満の方の乳がん検診は実施しておりません （医療機関での受診をおすすめします）
骨粗しょう症検診	無料		★40,45,50,55,60,65,70歳の女性の方

ワンコイン!

※受診票の年齢基準日：令和6年4月1日
※受診票を配布されていない方でも、ご希望であれば当日受付で受診は可能です。
（75歳以上の方、骨粗しょう症検診の受診票配布対象外の方）
※75歳以上の方は検診料が無料です。

お問い合わせ先
保健センター　担当：林　TEL：97-5105

～保健センターよりお知らせ～

町の保健事業にご協力いただける方を募集します

～助産師・保健師・看護師・歯科衛生士・管理栄養士・精神保健福祉士・公認心理師・保育士・健康運動指導士等～

常勤では働けないけれど、資格を生かしたい方、地域での活動に興味がある方はぜひお知らせください。

↓応募はこちらから

◆職種

助産師・保健師・看護師・歯科衛生士・管理栄養士・精神保健福祉士・公認心理師・保育士・健康運動指導士等

◆内容

- 助産師（新生児訪問、乳幼児健診の補助、子育て相談等）
- 保健師（新生児訪問、各種健(検)診の問診、特定保健指導、健康相談等）
- 看護師（各種健(検)診の問診や採血、ｺﾛﾅﾜｸﾁﾝ接種業務、健康相談等）
- 歯科衛生士（歯周疾患検診、各種教室等における歯科保健指導等）
- 管理栄養士（乳幼児健診の栄養指導、特定保健指導、栄養相談等）
- 精神保健福祉士・公認心理師（こころの相談・訪問相談等）
- 保育士（乳幼児健診時の親子遊び指導等）
- 健康運動指導士（運動指導等）

◆雇用形態

常勤ではありません。登録をしていただき、事業を実施する際、必要に応じてご連絡します。従事した時間や回数によって委託料をお支払いいたします。
詳しくは上記QRコードでご確認いただくか、保健センターへお問合せください。

お問い合わせ先　与論町保健センター ☎ 0997－97－5105 担当：麓

徳之島保健所による難病に関する出張申請受付のご案内

1　日時：**令和５年6月１９日（月）14：30～17：00**

2　場所：**与論町役場　１階多目的ホール**

徳之島保健所による難病申請の受付を行います。
提出書類をご持参のうえ、会場へお越しください。

お問い合わせ先：徳之島保健所　☎0997-82-0149
与論町保健ｾﾝﾀｰ☎0997-97-5105

子ども・若者の自立支援巡回相談会のお知らせ

と　き　令和5年6月16日（金）15:30～19:20
　　6月17日（土）　9:30～12:10
会　場　与論町中央公民館　与論町茶花1015
主　催　鹿児島県・鹿児島県青少年育成県民会議
後　援　鹿児島県教育委員会・与論町教育委員会・大島地域青少年育成推進協議会
相談費　無料
相談内容　学校に行けない・家から出られない・働くことが不安（長続きしない）・その他
参加申込　かごしま子ども・若者総合相談センター　☎099－257－8230
　　定員に達し次第締め切ります。
問合せ先　与論町教育委員会　生涯学習課　☎0997－97－2441

✿　県大島児童相談所等巡回相談の実施について（お知らせ）　✿

鹿児島県大島児童相談所、大島知的障害者更生相談所の巡回相談が下記の日程で実施されます。相談を希望される場合は、**令和5年6月16日(金)まで**に与論町保健センターに予約をお願いします。

実 施 日	場　所	時　間
令和5年7月20日（木）	与論町保健センター	13:00～17:30
令和5年7月21日（金）		8:30～11:00

■相談内容
①18歳未満の児童の福祉についての相談
・障害相談　・育成相談　・養護相談　・非行相談　・その他の相談
②18歳以上の知的障害者の福祉についての相談
・療育手帳交付に関する相談、判定　・家庭における日常生活指導に関する相談
・18歳以上20歳未満の知的障害者に対する特別児童扶養手当支給に関する相談、判定
＜予約及びお問い合わせ先＞　与論町保健センター　TEL 0997-97-5105（担当：町田）

1人でなやまず気軽に相談しましょう！

差別や虐待、家庭内問題など人権に関することでお悩みの方は、お気軽にご相談ください。相談は無料で秘密は堅く守られます。

相談日時　令和５年６月１日（木）　午前１０時～午後３時

場　　所　中央公民館１階　第１研修室

相 談 員　与論町人権擁護委員

【問い合わせ先】
与論町役場　町民生活課　担当　益田
電話　0997-97-4930

労働保険年度更新の手続きについて

労働保険年度更新（令和４年度確定保険料申告及び令和５年度概算保険料申告・納付）の手続きは、
令和５年６月１日（木）から７月１０日（月）まで
となりますので、期限内の申告書提出及び労働保険料納付をお願いいたします。

※今年度も会場を設営しての収集を行わないこととなりました。
つきましては、郵送（申告書用紙と同封の提出用封筒使用）による申告又は電子申請での御提出をお願いいたします。
なお、郵送または電子申請以外の方法による申告書の提出につきましては窓口の混雑によりお待たせすることがありますので、予めご了承ください。

鹿児島労働局労働保険徴収室、名瀬労働基準監督署及び県内各労働基準監督署窓口でも受け付けてはおりますが、作成された労働保険年度更新申告書は記入等の漏れがないことをご確認の上、郵送又は電子申請により申告していただきますようご協力をお願いいたします。

「労働保険年度更新申告書」作成に関するお問合わせは、コールセンターへお願いいたします。
〈コールセンター〉
フリーダイヤル：０１２０－６６５－７７６
受 付 時 間　：９時～１７時（土日祝日除く）
開 設 期 間　：５月３０日（火）から７月２１日（金）

「労働保険年度更新申告書」作成及び労働保険料納付等について個別相談を希望される方につきましては、名瀬労働基準監督署へ直接お願いいたします。
〈名瀬労働基準監督署〉
電話番号：0997-52-0574（フリーダイヤルではありません）
所 在 地：奄美市名瀬長浜町１番１号　名瀬合同庁舎３階
開庁時間：８時３０分～１７時１５分（土日祝日除く）

新型コロナウイルス感染症、5類感染症へ移行後どうなる？ Q&A

令和5年5月8日以降、5類感染症へ移行となり、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められませんが、新型コロナウイルス感染症がなくなったわけではありません。今後の対応等についてお知らせいたします。

Q 体調に異変を感じたら（もしかしてコロナに感染したかも…）どうしたらいいでしょうか？

A 医療機関へは**事前に連絡**し、感染対策を行って受診しましょう。
(新型コロナウイルスは感染力が強いため、高齢の方や基礎疾患をお持ちの方を守るためにも医療機関、薬局、高齢者施設へ行くときはマスクを着用しましょう)

Q もし新型コロナにかかったら、どのくらいの期間外出を控えればよいのでしょうか？

A 外出を控えることが推奨される期間等を以下に示しています。

外出を控えることが推奨される期間

発症日を0日目※1として5日間は外出を控え※2、かつ、
- 熱が下がり、痰や喉の痛みなどの**症状が軽快した場合でも、24時間程度は外出を控え様子を見ることが推奨されます。症状が重い場合は、医師に相談してください。**

※1 無症状の場合は検体採取日を0日目とします。
※2 こうした期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。

学校への出席停止期間

「発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで」です。
学校保健安全法施行規則（文科省所管）

※保育所等も同様の期間を「登園のめやす」として示しています。

周りの方への配慮

10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。

※発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。

※乳幼児のマスクの着用については、２歳未満には奨めておらず、２歳以上についても求めていません。

5類感染症へ移行後の対応

（5/8現在　鹿児島県ホームページを参考に作成）

感染者の待期期間	法的根拠はなし　５日間の療養を推奨
学校の出席停止	発症した後５日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
外来医療費	保険診療（本人負担あり）※治療薬のみ９月末まで無料
入院医療費	保険診療（本人負担あり） ※９月までは高額療養費の自己負担限度額から２万円減額 ※治療薬のみ９月末まで無料
宿泊療養	高齢者及び妊婦等（食費相当の本人負担あり）
ワクチン	2023年度は無料
受診・相談	・コロナ相談かごしま（発熱時の受診相談等 ☎099-833-3221）※9月末まで ・受診・相談センター（保健所 ☎0997-82-0149）※継続

お問い合わせ先　与論町保健センター　☎0997－97－5105
感染症担当：鬼塚

新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）

緑肥種子の購入助成について

土づくりや環境保全に役立つ緑肥を植えて作物の収量アップを図りましょう！
以下の内容で助成を行いますので、申し込みよろしくお願いいたします。

1. **対象品種：①つちたろう，②ねまへらそう**
   ③ネマックス，④ネマコロリ
2. **助 成 額：種子代の１／４**
3. **受付期間：令和５年６月まで**
   ※助成金がなくなりしだい締切ますのでお早めにお申込ください
4. **受付窓口：ＪＡグリーンセンター　必ず印鑑をご持参ください**

お問合せは役場産業課まで　　TEL：97－4924

不法投棄禁止！

しらゆり荘北側、水路に魚の頭や骨、生ごみ等が不法投棄されていました。
不法投棄は重大な犯罪です。絶対にしないで下さい。
不法投棄をすると、5年以下の懲役、もしくは1000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金に処せられます。
不法投棄及び投棄をしている所を見つけた方は、警察又は環境課までご連絡をお願いします。

環境課　0997-97-4712

令和5年6月･7月期　与論町ごみ収集計画表

6月		可燃ごみ		缶	PTボトル	ビン 不燃ごみ
1日	木		茶花	与論	与論	
2日	金	那間	与論			
3日	土	街道				
4日	日					
5日	月	街道	茶花			
6日	火	那間	与論	茶花	茶花	
7日	水	街道		那間	那間	
8日	木		茶花	与論		
9日	金	那間	与論			
10日	土	街道				
11日	日					
12日	月	街道	茶花			
13日	火	那間	与論	茶花		
14日	水	街道		那間		茶花
15日	木		茶花	与論	与論	那間
16日	金	那間	与論			
17日	土	街道				
18日	日					
19日	月	街道	茶花			
20日	火	那間	与論	茶花	茶花	
21日	水	街道		那間	那間	
22日	木		茶花	与論		
23日	金	那間	与論			与論
24日	土	街道				
25日	日					
26日	月	街道	茶花			
27日	火	那間	与論	茶花		
28日	水	街道		那間		
29日	木		茶花	与論		
30日	金	那間	与論			

7月		可燃ごみ		缶	PTボトル	ビン 不燃ごみ
1日	土	街道				
2日	日					
3日	月	街道	茶花			
4日	火	那間	与論	茶花	茶花	
5日	水	街道		那間	那間	
6日	木		茶花	与論	与論	
7日	金	那間	与論			
8日	土	街道				
9日	日					
10日	月	街道	茶花			
11日	火	那間	与論	茶花		
12日	水	街道		那間		茶花
13日	木		茶花	与論		
14日	金	那間	与論			
15日	土	街道				
16日	日					
17日	月	街道	茶花			
18日	火	那間	与論	茶花	茶花	
19日	水	街道		那間	那間	
20日	木		茶花	与論	与論	那間
21日	金	那間	与論			
22日	土	街道				
23日	日					
24日	月	街道	茶花			
25日	火	那間	与論	茶花		
26日	水	街道		那間		
27日	木		茶花	与論		
28日	金	那間	与論			与論
29日	土	街道				
30日	日					
31日	月	街道	茶花			

★収集日の朝8時30分までに所定のごみステーションへ当日出してください。
収集日以外の日はビン、缶、ペットボトル等を出しても回収しません。

水 道 課 からのお知らせ

1.水 道 メーター検 針 について

＊検針期間は毎月１日から７ 日までとなっております。

＊各ご家庭の水道メーター周りが、物で塞がっている、草木が生茂り検針出来ない、飼い犬等がつながれており、メーター検針に支障をきたしているところがあります。
また、木が生茂っていると水道パイプに木の根が巻き付き漏水の原因にもなります。

＊常に水道メーターの検針しやすい環境づくりにご協力お願い致します。

2.漏 水 について

＊自分でできる漏水の確認方法

1、蛇口を全部閉める。
2、回転板（パイロット）が回っていると漏水です。
3、与論町指定工事店に連絡されて早く修理して下さい。
※修理費は需要者の負担になります。

＊与論町指定工事店へ （順不同）

菊池水道	97-2182	・瀧久建設	97-3720	・ ﾖｼﾀﾞ管工業	97-4351
吉田設備	97-4984	・田畑設備	97-3530	・ 原 建設	97-4860
浦口建設	97-4749	・吉田興建	97-2078		

3.茶 花 地 区 農 業 集 落 排 水 施 設 利 用 について

最近、排水施設へタオル・ビニール袋・ロープ・下着類・雑巾・油等が流れて汚水管が詰まったり、ポンプが動かなくなっております。

下記の注意を守らなければ、排水処理施設の運転に多大な支障をきたすことになりますので、皆様のご協力をお願いします。

排水設備使用上の注意 （厳重）

＊ 雨水を汚水桝（おすいます）に流さない。汚水桝（おすいます）の蓋をちゃんと閉める（木の葉等の流入がある）
＊ 台所や風呂場、洗面所の目皿に詰まったものは、取り出して処分する。
＊ トラップ桝（ます）は、定期的に掃除する。

以上の件について、町民の皆様のご理解・ご協力をお願い致します。